

団体利用案内

団体貸出ができます

読書活動を行う古賀市内の団体に対して、団体貸出を行っています。

※ 団体とは、「地域文庫、市内の地域団体、職員団体、社会教育関係団体、福祉団体その他の団体のうち館長が
適当と認めるもの」をいう。(古賀市生涯学習センター条例施行規則第32条の定めによる)

団体登録

団体利用登録申請書に記入して、提出してください。登録の際は、代表者の方の確認など
が必要です。(1年更新です。年度毎に確認させていただきます。)

※ 詳しくは市立図書館まで問い合わせください。

貸出対象資料と貸出期間

資料の種類	貸出冊数	貸出期間	備考
図書 (紙芝居を含む)	100冊 (地域文庫は別に定める)	1ヶ月 (地域文庫は別に定める)	
大型絵本	3冊まで	8日以内 ※利用が終わったら 速やかに返却してく ださい。	備品貸出用紙で対応 (貸出簿へ記入)
大型紙芝居	1点まで		
パネルシアター	2点まで		
エプロンシアター	2点まで		
布の絵本	2点まで		

※雑誌、その他の備品についてはご相談ください。

※延長はできません。

貸出しできない資料もあります

映像・音声資料は著作権上の制限により、貸出しできません。

返却について

返却の際は、汚損や破損がないか確認をお願いします。

開館時間内に返却カウンターで返却してください。

利用上の注意

○資料の紛失及び破損等が生じた場合、同一資料または相当の対価をいただきます。

○資料の返却が遅れると、次回の貸出しをお断りすることがあります。

○借りたい本が貸出中の場合、予約を受付けます。

○代表者等の変更があった場合、または団体が解散された場合は、必ず届け出てください。

○運搬用の箱等は、各団体にて準備願います。

○借りられている本に予約が入った場合、2週間程度で返却していただくことがあります。

古賀市立図書館

TEL 942-2561

FAX 944-0918